

第4章 環境配慮の検討・実施にあたっての課題

(1) 被災地における自然環境の回復

津波や地殻変動により消失した沿岸部の自然環境は、その後時間の経過とともに、地形的な回復をみせ、希少な動植物が再確認される事例が多く報告された。

例えば、中央環境審議会自然環境部会（2011年10月26日）における鈴木孝男氏の発表では、蒲生干潟が全体的には元の干潟の形（潟湖干潟）に近づいてきたことが報告されている。

また、仙台湾南蒲生では2011年より砂浜海岸エコトーン（※1）でのモニタリング（※2）が実施されており。砂浜海岸エコトーンの動植物の回復状況が岡・平吹 2014（※3）ほかにより報告されている。

その他、環境省により実施されている各種調査においても、震災からの時間の経過と共に沿岸域の自然環境が回復している状況が報告されており、鳥類の生息環境区分ごとに全ての種数が増加、蒲生特別保護地区と井土浦特別保護地区における水域性種と水域周辺性種、草地性種の顕著な増加、底生動物ではエビ・カニ類において、コメツキガニなど震災前と共通した種による回復が報告され、明らかに種数が増加した水辺、草地、樹林は、環境が再生、復元している可能性が示唆されている。

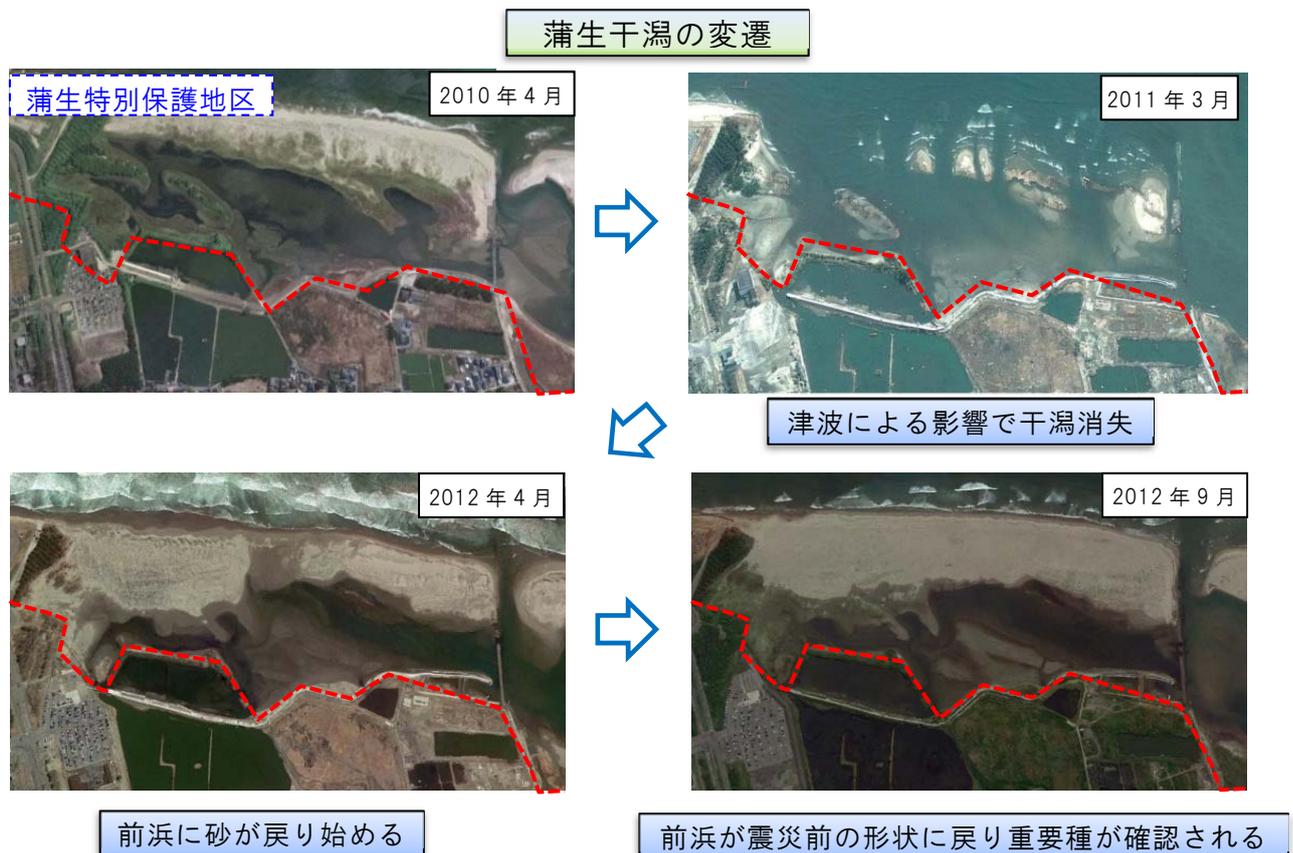
震災直後は津波などの直接的な影響により自然環境に大きな変化が生じたが、時間と共に自然環境は本来の姿を取り戻し、特に砂浜海岸エコトーンや藻場・アマモ場などの海の環境は、震災後の数年間で沿岸域の自然環境が回復しつつあったことから、海岸堤防、河川堤防の復旧工事にあたっては、回復しつつある自然環境への配慮が必要であるとの考えとなった。

※1：陸から海への移行帯のことで、生物の生息・生育環境が連続的に変化する場所。

※2：南蒲生/砂浜海岸エコトーンモニタリングネットワーク (<https://sites.google.com/site/ecotonesendai/>)

※3：岡 浩平・平吹 喜彦(2014)2011年大津波を受けた仙台湾南蒲生の海浜植物の生成状況.保全生態学研究(*Japanese Journal of Conservation Ecology*)19:189-199

※4：平成25年度 国指定仙台海浜鳥獣保護区 自然環境調査業務 報告書」（平成26年2月、環境省東北地方環境事務所）



(2) 事業による環境影響の検討について

海岸や河川の堤防復旧に際し、堤防の高さ、構造等を決定したが、堤防復旧による砂浜や干潟等、沿岸域の自然環境への影響が懸念されたことから、最大限環境への影響を低減するための環境配慮を行いながら事業を実施する方針とした。一方、環境配慮の検討・実施にあたって、以下の4つの要因による課題が生じた。特に、「自然環境情報を合理的・統合的に収集・検討する体制がないこと」を解消する為に、対応方針①：環境アドバイザー制度の活用、対応方針②：現況調査の実施、という2つの対応方針を定め、取り組んだ。

